

# 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

吉野川市（以下「甲」という。）と鴨島電気工事協同組合（以下「乙」という。）は、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲の管理する公共施設等の電気設備等の復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生した場合に公共施設等における電気設備等の復旧に関し、甲が乙に対して、支援協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

（協力要請の手続き）

第2条 甲は、災害時に次条に掲げる内容の支援協力を得る必要があると認めたときは、乙に協力を要請することが出来る。

2 甲からの協力要請は、協力業務の内容、期間等を明らかにし、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、その後速やかに前述の要請書を提出するものとする。

（協力業務）

第3条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- （1）公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
- （2）市内における電気に係る事故防止に関すること。
- （3）その他甲が必要とする災害応急対策に関すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ相互に協力を要請することができる。

（災害応急業務の指示）

第4条 災害応急対策業務実施者（以下「実施者」という。）は、甲の指示を受けて災害応急対策業務（以下「業務」という。）を実施するものとする。

（業務報告）

第5条 実施者は、業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかにその実施した業務内容等を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 この協定に基づき乙が実施した業務の費用については、災害の発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定し甲が負担するものとする。

（連絡責任者）

第7条 この協定に基づく業務を円滑に実施するため、甲においては防災局防災対策課長を、乙においては組合理事長を連絡責任者として乙は組合員名簿等を毎年4月1日に甲に提供する。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して生じた疑義については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

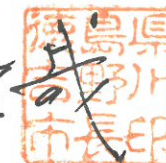
平成22年11月22日

甲 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1

吉野川市

市長

川真田 隆哉



乙 徳島県吉野川市鴨島町鴨島318番地4

鴨島電気工事協同組合

理事長

後藤田 裕

